

令和 8 年度 第 1 回 公共調達監視委員会議事内容

令和 8 年 8 月 20 日

※審議対象一覧表の案件（23 件）について概要を説明後、委員からの質問に対して答弁したもの。

No.2 香川労働局におけるデジタル印刷機の購入

委 員： 入札 1 回目は不落となった。一方で、落札者を含め複数業者から参考見積を徴取して予定価格は算出したとのことだが、落札者は 1 回目の入札時に参考見積より安く入札したのか。

事務局： 落札者は自身の参考見積より安く入札していた。

委 員： もう 1 者が辞退した理由とは。

事務局： 開札から納期まで期間が短く、辞退に繋がったと認識している。

委 員： 入札等時期に関して、納期から定めた基準はあるか。

事務局： いつ頃までに入札等をすれば納期を守れるかを業者に確認し、これを参考にしている。なお、納期に基づく基準はない。

No.3 業務用用紙の購入（単価契約）

委 員： 低入札価格調査に係る基準価格はどのように算出するのか。

事務局： 本件の場合、基準価格は予定価格の 60%である。

委 員： 予定価格の積算方法とは。

事務局： 使用実績に、物価上昇を考慮した用紙単価を掛けて積算した。

No.6 中・西讃地域の庁舎日常清掃業務

委 員： 業務対象地域を更に細分化することで、入札者が増え、競争が促進されるのではないか。

事務局： 業務対象地域をまとめ、スケールメリットを活かすことで費用を低額に抑えられるものと考ええる。また、例えば観音寺地域のみを切り出すことで、愛媛県企業が応札する可能性もあるが、県間を移動する人員を確保することは難しいため、必ずしも細分化による効果が見込めない性質の業務であると考ええる。

委 員： 本件は入札期間を十分に確保することで、今年度は 2 者入札となった好事例だと考えるが、

品質はどうか。

事務局： 結果として前年度と同じ業者となったため、品質は変わらない。

No.7 令和8年度 路上警備業務（高松公共職業安定所）

委 員：前年度の入札金額を基に予定価格を算出した一方で、前年度と同じ業者が予定価格よりかなり低額で入札した背景とは。

事務局：前年度入札金額に加え、賃金の統計調査や上昇率などを踏まえ予定価格を積算したため、今年度の入札金額と開きがあったものとする。

No.9 複写機（リコー製）の保守業務

No.10 複写機（コニカ・ミノルタ製）の保守業務

委 員：保守業務については、設置業者が例年落札しているため、保守業務を含め調達できないか検討いただきたい。

事務局： 検討する。

No.11 令和8年度 高松公共職業安定所ほか3庁舎で使用する電気の供給

委 員：「A」等級から「D」等級まで入札参加資格を広げているが、予定価格に基づき、本来は何等級が入札できるのか。

事務局：「C」等級であるが、電力の供給については全ての等級に参加資格が付与されるものである。

委 員：対象が3庁舎になっている理由とは。

事務局：対象の3庁舎が高圧電力で契約しているため。

No.12 令和8年度 医療労務管理支援事業

委 員：技術点で大きな差があるのはなぜか。また「えるぼし」や「くるみん」の加点基準は定められているのか。

事務局：訪問件数等の数字に差があり、技術点にも差が生じた。なお、「えるぼし」等の加点の基準は設けている。

No.13 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業

委 員：入札額の低い業者が評価点も低い、評価点が低くなった背景とは。

事務局：技術点が低かったためである。なお、学識者等外部の専門家に実施計画などを踏まえ、技術点の評価をいただいている。

委員：技術点の評価は外部を交え適切になされていると認識する。なお、次回から技術点の評価根拠を添付することはできるか。

事務局：添付する。

No.14 若年者地域連携事業

委員：1 者入札が続いているが、柔軟に委託内容を変更することはできない認識で良いか。

事務局：認識のとおりである。

No.15 令和 8 年度 就職支援セミナー事業の実施運営業務一式

委員：1 回目が不落となっているが、予定価格をどのように積算したのか。

事務局：実施する業務内容や予算計画を踏まえ積算した。

No.18 令和 8 年度文具類の購入（単価契約）

委員：例年、同じ業者なのか。

事務局：年によって別の業者が落札することがある。

No.19 丸亀公共職業安定所レイアウト変更に伴う什器等の購入・設置及び移設等

No.20 坂出公共職業安定所レイアウト変更に伴う什器等の購入・設置及び移設等

No.21 高松公共職業安定所レイアウト変更に伴う什器等の購入・設置及び移設等

委員：レイアウト変更は前年度から計画しているものか。なお、入札期間が短いため、業者は見積準備等ができないのではないか。

事務局：業者による見積金額等を踏まえ予算計画を立てているが、今回のレイアウト変更はシステム改修に基づき急遽実施することとなった。そのため、入札期間をもう少し長く確保できればよかったとも考えている。

委員：予算計画にあたって見積した業者で、既設什器を扱うメーカーの代理店が落札していると思われるが、同メーカーを扱う業者は他にもあるため、可能な限り入札期間が長くなるように設定し、入札期間が短い場合でも他の業者も入札できるよう工夫を検討いただきたい。

事務局：検討する。

No.22 しごとプラザ高松事務室に係る賃貸借契約

No.23 助成金センター事務室に係る賃貸借契約

委員：前年度から賃借料が上昇した背景とは。

事務局：賃金・物価上昇のほか、設備の大規模改修に伴う費用を計上する必要があることから、引き上

げの打診があった。

委員： 賃金上昇に伴う値上げ等は引き受けざるを得ないが、価格交渉は行っているのか。
事務局： 国としての経費削減の必要性を説明しつつ減額を打診している一方で、先方が抱える状況も踏まえ、賃借料額について双方で合意している。

No.25 高松公共職業安定所駐車場に係る賃貸借契約

委員： 自治体である契約先が定めた算定基準に基づく金額なのか。
事務局： 認識のとおりである。

No.28～31 障害者就業・生活支援センター事業(雇用安定等事業)

委員： 前年度から契約金額が上がった背景とは。
事務局： 人件費の上昇や、面接会の回数が増えるなど事業内容の見直しがあったことが背景にある。

委員： 県が指定した業者に委託することとなるが、業者に問題があった場合は契約者である労働局が指導することとなるのか。
事務局： 認識のとおりである。

委員： 業務の評価はどのように行っているのか。利用者アンケートなどを活用して実際の利用者の意見に基づく評価ができる仕組みがあれば良いと思った。なお、業者を指定する者と契約当事者が異なるため、本件事業に問題があった場合に、誰が責任を取るのかが曖昧になる恐れがあると考ええる。
事務局： 意見として承る。

No.32 高齢者活躍人材確保育成事業

委員： 利用者の意見に基づく評価ができる仕組みがあれば良いと思った。
事務局： 意見として承る。

全体総括

事務局： 今回、「複写機の調達について保守業務を含め調達をできないかを検討すること」、「レイアウト変更など可能な限り入札期間が長くなるように設定し、準備期間が短い案件においても入札者が増えるような工夫をすること」、「技術点が加味される案件は、委員会にて技術点の詳細資料の添付を検討すること」で良いか。

委員： 認識のとおりである。なお、全体を通じて概ね適正であった。

以上